## 人口と世帯数
（4月1日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 人口 | 3,401人 | （−89） |
| 男 | 1,688人 | （−43） |
| 女 | 1,713人 | （−46） |
| 世帯数 | 1,389世帯 | （−73） |

※（　）内は、前月との比較

## 納税等

★印が5月に納めていただく税等です。

| | 村県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 | 後期高齢者医療保険料 | 上・下水道使用料 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | | | ● | | | | |
| 5月 | | ★ | | | | | ★ |
| 6月 | ● | | | | | | |
| 7月 | | ● | | ● | ● | ● | ● |
| 8月 | ● | | | ● | ● | ● | |
| 9月 | | | | ● | ● | ● | ● |
| 10月 | ● | ● | | ● | ● | ● | |
| 11月 | | | | ● | ● | ● | ● |
| 12月 | | | | ● | ● | ● | |
| 1月 | ● | ● | | ● | ● | ● | ● |
| 2月 | | | | ● | ● | ● | |
| 3月 | | | | ● | ● | ● | ● |

税金は　社会を支える　あなたの会費

## ひとのうごき

## たかやまの文壇

### 文化協会俳句部（蛙声会）

**三月句会**

耕やすは土も心も同じこと　昭典
ありのままたんぽぽのごと生きている　キヨ子
快ちよき疲れ久々春の畑　節子
コロナ下のまさかの戦火春寒し　あきを
紙のひな老のよすがと思いけり　泰枝
畦道の土の高低いぬふぐり　良教
帰らざる故郷遠し弥生かな　朝郎
春耕に腰を上げたるトラクター　紫雲
風にのり子等の歌声ひな祭り　節子
長き床久方に見る春の空　良教
太陽に命託せり薯の種　泰枝
さくら待つ十一年目海光る　朝郎
クレソンの春の色つむ山路かな　紫雲
遠き日の想い出よぎるれんげ草　昭典
自粛して外は冷たき春の風　キヨ子
さらさらといかぬ小川に春がくる　節子
山笑ふ動きのにぶひ足に杖　良教
右左風にたがはず竹の秋　泰枝
豊和

**四月句会**

ウクライナ惨事を余所に桜咲く　あきを
雨あがりくれない萠ゆる牡丹の芽　泰枝
路地裏の赤い椿の登り坂　キヨ子
さしあたり今日のつとめと草を引く　節子
片言の増えたる孫の花便り　良教
草萠ゆるここは石屋の家の跡　朝郎
風光るこのひとときが宝もの　紫雲
また同じ棚に納めし高砂雛　昭典
昼寝する犬のねごとや春の夢　キヨ子
この陽気吾は車椅子四月馬鹿　節子
トルストイ涙の春の国境　良教
たらちねの母の古里梅の香よ　朝郎
里になきミモザなる花旅に知る　豊和
ものの芽の動きだしたる春となり　昭典
若き日の伊豆の思ひ出花の宿　紫雲
春の宵親しき人の来る気配
黄金の稲穂にたくし種をまく
山里や若葉も近し春の山

## お詫びと訂正

前回配布の広報4月号にて左記のとおり誤りがございました。

誤　立春となりて静かに降る雪よ黄金の国へと姉旅立ちぬ

正　**立春となりて静かに降る雪よ黄泉の国へと姉旅立ちぬ**　小林　良教

謹んでお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

# 高山村役場　事務分掌一覧

| 村長 | 副村長 | 教育長 |
|---|---|---|
| 後藤　幸三 | 平形　郁雄 | 山口　廣 |

| 課名 | 総務課 | 地域振興課 |
|---|---|---|
| 担当事務内容 | 庶務係・財政係 | 地域振興係 |
| | 人事・予算統制・儀式褒賞・公印管理・条例規則・栄典事務・消防・防災・防犯交通・防災行政無線・町村会・自衛官募集・財務財政・地方債・地方交付税・譲与税・交付金・公有財産管理・庁舎管理・庁有車管理・情報公開・個人情報保護・避難者受入・入札審査会 | 企画調整・広報・商工振興・地域づくり・統計調査・土地対策・運輸対策・観光行政・情報政策・環境対策・景観対策・消費者対策・地方創生・交流事業・過疎対策・総合計画 |
| 職名 | 課長 | 補佐 |
| 氏名 | 後藤　好 | 武田　昌明 |
| 職名 | 補佐 | 係長 |
| 氏名 | 山岸　孝宏 | 林　大生 |
| 職名 | 係長 | 係長 |
| 氏名 | 平形　佑太 | 武淵　ゆい |
| 職名 | 係長 | 会計年度任用職員 |
| 氏名 | 寺田真奈実 | 小林恵利味 |
| 職名 | 補佐 | 係長 |
| 氏名 | 山岸　栄 | 倉田　詩織 |
| 職名 | 係長 | 係長 |
| 氏名 | 塚越　政義 | 廣田　亜美 |
| 職名 | 課長 | 再任用 |
| 氏名 | 林　隆文 | 割田　眞 |
| 職名 | 会計年度任用職員 | |
| 氏名 | 松井皓之介 | |

| 課名 | 保健みらい課 | 農林課 | 建設課 |
|---|---|---|---|
| 担当事務内容 | 保健係・福祉係 | 農政係・林務係 | 建設係・上下水道係・地籍調査係 |
| | 社会福祉・生活保護・老人福祉・包括支援センター・障害者福祉・児童福祉・児童手当・子育て支援センター・保健予防事業・栄養指導事業 | 農業振興・農業基盤整備・農業金融・畜産振興及び牧場管理・農業団体・水田農業・水産業・農業用水・有害鳥獣・林業振興・分収造林・林業団体・治山・林道 | 土木建設・道路・橋りょう・河川・災害復旧・村営住宅・法定外公共物・上下水道・国土調査・用地管理・空き家対策 |
| 職名 | 保健師（係長） | 課長 | 課長 |
| 氏名 | 前村利世子 | 平形　英俊 | 飯塚優一郎 |
| 職名 | 保健師（主事） | 補佐 | 参事 |
| 氏名 | 唐澤　萌子 | 座木　光代 | 松井　信之 |
| 職名 | 栄養士（主任） | 補佐 | 補佐 |
| 氏名 | 佐々木優実 | 平形　好崇 | 鈴木　啓三 |
| 職名 | 認定調査員 | 主事 | 係長 |
| 氏名 | 松井　直美 | 林　康仁 | 山田　清隆 |
| 職名 | 会計年度任用職員 | 主事 | 係長 |
| 氏名 | 林　明美 | 小林　市臣 | 廣田　和則 |
| 職名 | | 再任用 | 主事 |
| 氏名 | | 星野　茂樹 | 野上　太一 |

| 課名 | 教育委員会 | |
|---|---|---|
| 担当事務内容 | こども園 | 保育所 |
| | 教育・保育 | 保育所・児童館 |
| | 保育 | |
| 職名 | 教育論（育休中） | 保育士（係長） |
| 氏名 | 村元　千晴 | 島田由喜枝 |
| 職名 | 教育論（主事） | 保育士（主任） |
| 氏名 | 平形　望 | 小倉　千明 |
| 職名 | 教育論（主事補） | 保育士（主任） |
| 氏名 | 田村　風月 | 蟻川いずみ |
| 職名 | 教育論再任用 | 保育士再任用 |
| 氏名 | 木村　朋子 | 大渕　初美 |
| 職名 | 保育士会計年度任用職員 | 保育士会計年度任用職員 |
| 氏名 | 林　祐紀 | 飯野ようこ |
| 職名 | | 保育士会計年度任用職員 |
| 氏名 | | 星野　佳美 |
| 職名 | | 保育士会計年度任用職員 |
| 氏名 | | 田中あや子 |
| 職名 | | 保育士会計年度任用職員 |
| 氏名 | | 関　芳子 |
| 職名 | | 放課後児童支援員会計年度任用職員 |
| 氏名 | | 山野井久美子 |
| 職名 | | 保育士会計年度任用職員 |
| 氏名 | | 橋爪　純 |
| 職名 | | 保育士会計年度任用職員 |
| 氏名 | | 加部　葵 |

（令和四年四月一日）

| 保健みらい課 | 住民課 | 税務会計課 | 地域振興課 |
|---|---|---|---|
| 保健係・福祉係 | 住民係・保険係 | 税務係・出納係 | さとのわ |
| 社会福祉・生活保護・老人福祉・包括支援センター・障害者福祉・児童福祉・児童手当・子育て支援センター・保健予防事業・栄養指導事業 | 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・証明・旅券申請・マイナンバーカード申請・人権擁護・埋火葬許可・災害救助・環境衛生・狂犬病予防・遺族援助・福祉医療・国民年金・その他窓口事務・国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・高齢者保健事業 | 住民税・固定資産税・国保税・特別土地保有税・軽自動車税・諸税・諸証明・出納事務全般・村税等収納 | むらの中心地づくり・移住定住対策・さとのわの運営管理・ふるさと納税 |
| 課長 割田 信一<br>補佐 星野 哲也<br>主任 武淵ちひろ<br>保健師（参事） 星野千香子 | 課長 飯塚 欣也<br>保健師（参事） 小野 恵美<br>補佐 都筑みゆき<br>係長 石坂 唯<br>係長 後藤 裕之<br>係長 齊藤 瑞代<br>主任 林 佐智世 | 会計管理者兼課長 本間 尚也<br>補佐 香川 正和<br>係長 倉品 隆史<br>係長 松井 智良<br>係長 河原田英華<br>主任 飯塚 美紀<br>会計年度任用職員 林 美紀 | 補佐 武田 和也<br>係長 後藤 政樹 |

| 教育委員会 | | | |
|---|---|---|---|
| こども園 | | 学校 | 給食センター | 学校教育係・社会教育係 |
| 教育・保育 | 教務 | 園内総括 | 高山小学校用務 | 学校給食センターの運営管理 | 教育委員会事務・教育大綱・教育行政方針・生涯学習（学校教育係）教職員人事・学校施設管理・育英事業・中学生海外派遣等（社会教育係）家庭教育・青少年教育・人権教育・文化スポーツ振興・社会教育施設管理・文化財保護・図書室運営等 |
| 教諭（係長） 市川 紗知<br>教諭（係長） 萩原 江美<br>教諭（係長） 町田 茜 | 主任教諭（補佐） 田村留美子 | 園長 会計年度任用職員 牛木 雅人 | 用務員 再任用 茂木由美子 | 補佐 平形 和彦<br>調理員 会計年度任用職員 小渕 里枝<br>調理員 会計年度任用職員 後藤 桃<br>調理員 会計年度任用職員 折茂 千晴 | 課長 金井 等<br>特別派遣社会教育主事 補佐 大渕 俊幸<br>山野井 崇（吾妻教育事務所から派遣）<br>係長 星野 香澄<br>係長 飯塚 涼<br>再任用 藤井なおみ<br>会計年度任用職員 西形 貴典 |

| 吾妻広域町村圏振興整備組合派遣 | 農業委員会事務局 | 固定資産評価審査委員会事務局 | 監査委員事務局 | 選挙管理委員会事務局 | 議会事務局 |
|---|---|---|---|---|---|
| 吾妻養護老人ホーム | 農業委員会<br>農業者年金 | 固定資産評価審査委員会事務 | 監査委員事務 | 選挙管理委員会事務 | 議会事務 |
| 所長 都筑喜久雄 | 局長 平形 英俊（農林課長兼任）<br>書記 座木 光代（農林課補佐兼任） | 書記 小池 正浩（議会事務局長兼任） | 書記 小池 正浩（議会事務局長兼任） | 書記長 後藤 好（総務課長兼任）<br>書記 武田 昌明（総務課補佐兼任）<br>書記 林 大生（総務課係長兼任）<br>書記 武淵 ゆい（総務課係長兼任） | 局長 小池 正浩<br>書記 林 大生（総務課係長兼任） |

# 高齢者の在宅生活を支えるための主なサービス

高山村では、在宅で高齢者等を介護する場合、介護保険事業以外でも永年住み慣れた自宅や地域で安心して生活が送れるように様々な高齢者福祉サービスを提供しています。

なお、サービスを受ける際には、所得や身体状況などにより自己負担額やサービス内容が異なる場合もあります。また、介護保険の事業等によるサービスが優先となる場合もありますので、ご不明な点は各担当課へお問い合わせください。（令和４年４月現在）

## ◎在宅ねたきり老人介護慰労金支給事業

日常生活に著しい支障がある在宅の高齢者等を介護し、要件を満たす方に介護の労をねぎらうとともに、在宅福祉の増進を図るため介護慰労金を支給します。

**①支給対象者**

毎年４月１日、７月１日、10月１日及び１月１日時点において次の要件をすべて満たす方を、居宅において１年以上継続して介護している方

（１）高山村に住所を有し、年齢が65歳以上であること。

（２）介護保険法による介護認定の要介護４又は５の状態が１年以上継続し、その期間中に施設等への短期入所及び入院等の通算日数が100日を超えないものであること。

**②介護慰労金の額**

要介護４の方を介護した場合は年額26万円以内、要介護５の方を介護した場合は年額30万円以内です。

※１回あたりの支給額（要介護４…65,000円／要介護５…75,000円）

※詳しくは住民課（☎0279－63－2111）までお問い合わせください。

## ◎高齢者住宅改造費助成事業

高齢者の生活の質の向上及び在宅生活の継続を支援するため、高齢者のいる世帯の住宅内の改造費を助成します。

**①高齢者介護用住宅改造費助成事業の対象者**

（１）高山村に住所を有し、60歳以上で要介護２以上の介護認定を受けた高齢者がいる世帯

（２）生計中心者の前年所得税課税年額が８万円以下の世帯

**②自立高齢者等住宅改造費助成事業の対象者**

（１）高山村に住所を有し、60歳以上で自立、要支援及び要介護１のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみからなる世帯

（２）前年所得税課税年額が非課税の世帯

**③対象工事**

高齢者の身体能力等から必要となるバリアフリー工事で家屋内の改造費及びこれに必然的に付随する附帯工事費用

**④助成率及び助成限度額**

助成率は助成対象費用の６分の５　助成限度額は50万円

**⑤その他の事項**

（１）高山村重度身体障害者（児）住宅改造費補助要綱による補助金と併せて交付を受けることはできない。

（２）介護保険制度における居宅介護（支援）住宅改修費と併用する場合は、介護保険制度の給付を優先することとする。

※詳しくは住民課（☎0279－63－2111）・保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

## ◎介護用車両購入費補助事業

ねたきり等の要介護者及び身体障がい者等を、同乗させ外出する場合に使用する車椅子仕様車両を購入する場合補助金を支給します。

①**支給対象**　次の各号のすべてに該当する方を同乗させ通院、通所等に使用するために、車椅子仕様の車両を新車で購入する場合。

（1）高山村に在住し住所を有する方

（2）次のいずれかに該当する世帯の要介護者及び介護家族

ア　おおむね65歳以上のねたきり高齢者等を抱える世帯

イ　高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第５号の１・２級に該当する下肢・体幹の障がい者、又は下肢及び体幹重複障がい者のいる世帯

②**補助率及び補助限度額**　補助率は補助対象費用の３分の２　補助限度額は666,000円

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

## ◎緊急通報システム設置事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムを設置します。

①**設置対象者**　高山村に住所を有し、次のいずれかに該当する方

（1）おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者

（2）ひとり暮らしの重度身体障がい者

（3）その他村長が必要と認めた者を抱える高齢者のみの世帯

②**設置費用及び利用料**　全額村が負担（村の指定業者が設置）

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

## ◎徘徊高齢者探索システム助成事業

認知症等により徘徊がある高齢者を在宅で介護を行い、徘徊高齢者探索システムを運営する民間事業者と契約を行っている家族等に対して利用費用等を助成します。

①**対象者**　高山村の介護保険の被保険者の介護者であって、次の要件のいずれかに該当する方

（1）65歳以上の在宅の徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、高齢者が徘徊した際、位置の確認後迎えに行ける方

（2）その他村長が特に必要と認めた方

②**助成金額**

（1）**初期登録**　費用運用事業者の位置情報提供サービスに係る登録費用及び専用付属品にかかる費用の範囲内で、7,560円を限度とし、徘徊高齢者に対して１回限り。

（2）**利用費用**　月額2,052円を限度とし、2,052円を超える利用料金、電話での位置情報提供料金、現場急行料金は助成の対象外となります。

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

## ◎寝具等クリーニング利用券支給事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、寝具等のクリーニングに使用できる利用券の支給を行います。

**①給付対象者**

高山村に住所を有する在宅の介護を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

（1）介護保険法による介護認定の要介護１以上に該当する方

（2）高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第５号に規定する３級以上の障害にある方

（3）療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がＡの方

**②利用券の限度額**　１カ月あたり、5,000円（村が指定する業者でのみ使用可能）

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

## ◎紙おむつ等給付事業

在宅の療養者である家族の経済的負担の軽減と在宅生活の維持を支援するため、紙おむつ等の給付を行います。

**①給付対象者**

高山村に住所を有する在宅の排尿及び排便行為に支援を要する方で、次の各号のいずれかに該当する方

（1）介護保険法による介護認定の要支援１以上に該当する方

（2）高山村身体障害者福祉法施行規則の別表第５号に規定する３級以上の障害にある方

（3）療育手帳制度要綱により療育手帳の交付を受け、その判定がＡの方

**②現物給付の額（１カ月当たり）**

| | |
|---|---|
| （1）要支援１及び２の方 | 3,000円 |
| （2）要介護度１及び２の方 | 3,000円 |
| （3）要介護度３及び５の方 | 5,000円 |
| （4）身体障害者手帳３級以上の方 | 5,000円 |
| （5）療育手帳Ａ判定の方 | 5,000円 |

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

## ◎ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

高齢者のみの世帯の高齢者の健康保持及び孤独感の解消、並びに地域社会との交流を深めるため、配食サービスを行います。

**①配食対象者**　高山村内に住所を有する概ね65歳以上の高齢者等で、栄養改善や見守りが必要な介護サービスの必要性があると思われる方

**②配食の方法**　昼食を月曜日から金曜日（祝祭日等は除く。）の希望する日にご自宅にお届けします。

**③利用料金**　１食300円（利用者負担額）

※詳しくは保健みらい課（☎0279－63－1311）までお問い合わせください。

### ◎高齢者バス回数券割引事業

交通弱者の高齢者が代替バスを利用する場合、回数券を割り引いて販売します。

**①対象者**　高山村に住所を有する65歳以上の方

**②販売価格**　通常価格3,000円を2,000円で販売します。

※詳しくは住民課(☎0279－63－2111)までお問い合わせください。

### ◎ぐーちょきシニアパスポート事業（県実施事業）

群馬県では、高齢者の積極的な外出を促すために、協賛店舗に提示すれば割引などの優遇措置が受けられる「ぐーちょきシニアパスポート」の配布を実施しています。

**①対象者**　県内に住所を有する65歳以上で、配布を希望する方

**②配布場所**　役場住民課窓口・保健福祉センター(運転免許証など本人確認ができるものを持参してください)

**③サービス内容**　協賛店舗によってサービス内容は異なります。協賛店舗とサービス内容の一覧を希望される方には、パスポート配布の際に併せてお渡しします。

※詳しくは保健みらい課(☎0279－63－1311)、もしくは県庁介護高齢課(☎027－226－2576)までお問い合わせください。

## 令和４年度　買い物支援事業のご案内

高山村社会福祉協議会では、日常的な買い物に困難を抱えている方、または地域交流を兼ねながら参加してみたい方を対象に買い物支援事業を計画いたしました。ぜひご利用くださいますよう、お知らせいたします。

**●期日・方面**　（第１回）　令和４年５月20日(金)　沼田方面
（第２回）　令和４年６月20日(月)　吾妻方面
（第３回）　令和４年７月20日(水)　沼田方面

**●買い物時間**　午後２時～３時頃まで

**●送　　迎**　送迎につきましては、ご自宅付近を予定しております。
詳細は、ご参加される方に改めてご連絡いたします。

**●参加対象者**　①日常の買い物で不自由をしている方
②一人で車の乗降ができる方
③地域福祉事業に参加してみたい方

**●申し込み**　高山村社会福祉協議会(☎0279－63－2075)までご連絡をお願いいたします。

**●そ　の　他**　①参加希望者が多い場合には、事務局にて調整させていただく場合がございます。
②乗車の際に、検温の実施・マスクの着用が必要となります。
③状況により、延期や中止となる場合がございますが、ご了承ください。
④エコバッグをお持ちの方はご持参ください。

この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受けて実施する予定です。

# 子育て支援センターについて

村では、子育て支援センターを開設しています。

子育て支援センターは、主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深めたり、同じような境遇の親子で交流したりすることができます。(妊婦の方もご利用できます。)

また、担当者を配置していますので不安や悩みなどを相談する事もできますのでお気軽にご利用ください。

●場　　所　高山村保健福祉センター　１階
　　(保育所のとなり)
●開 設 日　毎週火曜日と木曜日(平日のみ)
●開設時間　午前９時から正午まで
●費　　用　無料
●そ の 他　ご利用を希望する場合は保健みらい課へご連絡ください。

《お問い合わせ》　保健みらい課　☎0279－63－1311

# 飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

令和４年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上の犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけください。

また、飼い犬を登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、**通知書(ハガキ)を会場へ持参くださるよう**お願いいたします。

| 期日 | 会　　場 | 時　　間 |
|---|---|---|
| 5月26日(木) | 火の口公民館 | 9：00～　9：10 |
| | 農協旧尻高支所(熊野) | 9：20～　9：35 |
| | 北之谷住民センター | 9：45～10：00 |
| | 西地区スポーツ広場 | 10：10～10：25 |
| | 関田住民センター | 10：35～10：50 |
| | 役原地区住民センター | 11：00～11：15 |
| | 高山村役場 | 11：25～11：50 |

| 期日 | 会　　場 | 時　　間 |
|---|---|---|
| 5月27日(金) | 五領公民館 | 9：00～　9：25 |
| | 新田地区集会所 | 9：35～10：00 |
| | 本宿公民館 | 10：10～10：35 |
| | 原住民センター | 10：45～11：00 |
| | 梅沢集会所 | 11：10～11：30 |
| | 茶屋ヶ松集会所 | 11：40～11：50 |

**☆手数料　・注射のみ　(登録済みの犬)　注射料　3,500円**
**　　・登録と注射　(登録の済んでいない犬)　登録・注射料　6,500円**

☆犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。
☆犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないでください。
☆運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけてください。
☆本年度の集合による登録及び注射は、５月と10月の年２回を予定しています。
☆飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。
☆動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。
☆４・５・６月は狂犬病予防注射月間です。注射はお早めにお受けください。

《お問い合わせ先》　役場　住民課　☎0279－63－2111(内線62)

# たかやま未来センター　さとのわ（本の寄贈を募ります）

「たかやま未来センター　さとのわ」では、オープンに向けて「絵本」とご家庭の本棚に眠っている「みんなにおすすめしたい本」の寄贈を、村民の皆様から募ります。

絵本は、１階の「だんだん広場」エリアに、みんなにおすすめしたい本は、２階の「ラウンジ」エリアにて閲覧いただけます。

例えば､「農業が大好きで、農家さんの１年が知れる本」､「大きな木が好きなので、巨木を集めた写真集」､「起業したいので、いろんな仕事を知る職業辞典」など、公共の図書館とは一味違った、高山村の人たちの「好き」がいっぱい集まった場所を目指しています。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

## ●ご寄贈の仕方

**設置場所**　高山村役場、いぶき会館（教育委員会）

**募集期間**　令和４年５月２日（月）～令和４年６月10日（金）
※土日祝日を除く、８時30分～17時15分

①設置場所に、寄贈本を入れる箱と、お名前・寄贈する本への想いが書けるメッセージ用紙がありますので、記載してください。

②メッセージ用紙を寄贈本の表紙に挟み、寄贈本を入れる箱に置いてください。

※本を直接お持ち頂くのが難しい場合はご相談ください。

## ●ご寄贈いただける本

⑴ご寄贈いただく際は、壊れ、日焼けや汚れ、書き込みがないかどうか。資料の確認をお願いします。

⑵ISBNコードがある本であれば、どんな本でも寄贈を受け付けます。ただし、雑誌や揃っていないコミックなどはお断りしています。古本屋で買われた本はラベルシールを剥がしてからお持ちください。

⑶本は寄贈を受けた段階で､「たかやま未来センター　さとのわ」に所有権が移りますので、基本的にお返しはできません。大切な本はご自身でお持ちください。

⑷あまりにも本が増えたり、本の状態が悪くなった際には、本を処分することがあります。また、場合によっては転売し、本の運営費に充てさせていただくことがございます。予めご了承ください。

## ●ご寄贈の際の注意点

次の本はご提供していただくことはできません。

⑴汚れや破損の著しいもの

⑵営利のための宣伝、政治活動や宗教活動の普及宣伝を目的とするもの

⑶青少年の健全な育成を阻害するもの

⑷その他、本施設で開架することが不適切なのもの

ご寄贈をいただいた本の設置場所（たかやま未来センター　さとのわ内）

１Ｆ　だんだん広場

２Ｆ　ラウンジ

《お問い合わせ先》　高山村役場　地域振興課　☎0279－26－7944

## 山火事防止について

陽気が暖かくなり、連休にかけて行楽や入山者等、山野で人が活動することが多くなることかと思います。

高山村消防団では、入山者に対して防火思想の啓発、呼びかけを行うため、4月25日から5月6日までの間、山火事防止パトロールを実施します。

**林野火災の出火原因としては、たばこや火の不始末など人的要因によることが多く、火気を取扱う際には必ず消火を確認してください。**

また、家庭においても燃えやすい物を火の近くにおかない等、予防消防に努めましょう。

万一、火災を発見した場合は、局番なしの119番へ、何が燃えているか・発生している場所・通報者の氏名を伝えてください。

令和4年3月末
住民基本台帳登録人口しらべ　男・女別

| 行政区 | 男 | 女 | 計 | 世帯数 |
|---|---|---|---|---|
| 原 | 217 | 202 | 419 | 150 |
| 本　宿 | 188 | 188 | 376 | 144 |
| 新　田 | 247 | 269 | 516 | 193 |
| 五　領 | 118 | 114 | 232 | 93 |
| 判　形 | 258 | 297 | 555 | 229 |
| 役　原 | 80 | 70 | 150 | 65 |
| 関　田 | 119 | 106 | 225 | 89 |
| 戸　室 | 94 | 105 | 199 | 64 |
| 火の口 | 55 | 48 | 103 | 42 |
| 北之谷 | 76 | 71 | 147 | 55 |
| 熊　野 | 76 | 71 | 147 | 63 |
| 梅　沢 | 97 | 96 | 193 | 92 |
| 梅　沢（おもてなし） | 25 | 6 | 31 | 31 |
| 茶屋ヶ松 | 27 | 34 | 61 | 32 |
| 老人ホーム | 11 | 36 | 47 | 47 |
| 合　計 | 1,688 | 1,713 | 3,401 | 1,389 |
| 高山村大字中山 | 1,188 | 1,242 | 2,430 | 1,011 |
| 高山村大字尻高 | 500 | 471 | 971 | 378 |

令和4年3月31日

## 乗用型トラクターを運転する際はシートベルトを着用しましょう！

乗用型トラクターなどの、農業機械による交通事故（H27～R1）において、シートベルトを着用していない場合、およそ4人に1人の方が亡くなっております。

下記の記載項目を再度確認して、農作業中の事故防止に取り組みましょう。

①安全フレーム又はキャビン付きトラクターを使用する。
②運転時にはヘルメットを着用し、シートベルトを確実に締める。
③運転時は、出来る限り交通量の少ない、一般道や農道を選択して通行する。
④よく走行する農道は、路肩や曲がり角の草刈りやポール設置により安全確保を行う。
⑤ほ場の進入路・退出路は全て安全な幅・角度とし、進入路・退出路の手前は耕作しない。
⑥段差の乗り越えなどの際は、作業機を下げ、バランスを失わないようにする。
⑦トラクターに三角形の低速車マークや灯火器類を付ける。
⑧ほ場作業終了後は、ほ場に出る前に左右のブレーキを連結する。
⑨トラクターは定期的に点検を行う。
⑩ユニバーサルジョイントには、きちんとしたプラスチックカバーと回り止めチェーンを付ける。

# 農地取得の下限面積が変わりました

農地の売買・贈与・貸借等には農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに「下限面積」が定められています。

高山村では、買い手の経営面積(所有地、借入地の合計面積。貸付地は含まない)と購入する農地の面積を含めて、30アール(3000㎡)以上になることが要件となっていました。

こちらの要件について、新たな担い手を増やすことで遊休農地の発生防止・解消を図ることを目的に、令和４年４月１日から、農業委員会が認めた農地(特定指定農地)に限り、下限面積を１アール(100㎡)に引き下げることになりました。

**【農業委員会が指定する特別指定農地の要件】**

・10ha以上の集団農地又は土地改良事業実施区域の外にあること
・遊休農地又は遊休農地となるおそれがあると認められること
・位置及び規模からみて、周辺農地に対する農業上の利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと
・５年以上、耕作予定者が継続してその農地を耕作すると見込まれること

農地法第３条の許可要件は､｢下限面積｣のほかにもありますので、お問い合わせ、申請等については、高山村役場農林課（農業委員会事務局)へお願いします。

《お問い合わせ先》　高山村役場　農林課　☎0279－26－7951(直通)

# 高山村６次産業推進事業補助金について

高山村では、村内の農産物を活用した６次産業に取り組む農業者等への支援により、特産品の創出や本村の農業の活性化を図ることも目的として、補助金を交付します。村内の農産物を活用する新たな商品の開発などを検討されている方はご活用ください。

**●補助対象者**

農業者又は農業者の組織する団体で次の要件を満たしている方
①高山村に住所を有し世帯全員が村税及び使用料等を滞納していないこと
②農業者の組織する団体にあっては構成員の世帯全員が村税及び使用料等の滞納がなく、組織及び運営に関する規約等が定められていること

**●補助対象事業**

補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業です。
①商品の企画・開発に関する事業
②販路の拡大に関する事業
③農産物等加工施設の新設及び改修等に関する事業
④地域食材供給施設等の新設及び改修等に関する事業
⑤農産物直売施設等の新設及び改修等に関する事業
⑥加工及び販売に係る機械設備等の導入・整備に関する事業

**●補助率及び補助額**

補助対象事業に要する経費の50％以内で１事業あたり300万円を限度

**●事業期間**

事業申請の年度内に完了する事業

**●申請方法**

高山村役場農林課へ申請書を提出してください。

《お問い合わせ先》　高山村役場　農林課　☎0279－26－7951(直通)

# 高山村収入保険加入促進助成金について

近年多発する自然災害や農産物価格の低下、更には新型コロナウイルス感染症の影響など予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少等、農業者の経営努力では避けられない被害が発生しています。

そこで高山村では、農業者の所得の安定および持続的な地域農業振興を図るため、農業者の収入保険への加入を促進することを目的に高山村収入保険加入促進助成事業を行います。

経営安定のためこの機会に収入保険へ加入を検討されてはいかがでしょうか。

**●対象期間**　助成金の交付は、１対象者につき１回限り。

**●助成金額**　掛け捨て分の保険料の２分の１（上限５万円）

**●対 象 者**　以下の全てを満たす必要があります。

・高山村に住所を有する方（法人は本店又は主たる事業所を村内に有する事業者）
・収入保険に令和４年１月１日から令和４年12月31日までに加入された個人・法人
・村税等を滞納していない方

**●申請期限**　令和５年１月31日（火）まで

**●申請書類**　**①助成金交付申請書兼請求書**
**②委任状兼誓約書**
**③加入した保険の内容（保険料等）が分かる書類の写し（保険証書など）**
※収入保険に加入され助成対象となる方は、群馬県農業共済組合中之条支所が代行して申請手続きを行います。

**●収入保険の概要**

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害や農産物価格の低下、新型コロナウイルス感染症の影響など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する国の政策保険です。

**①加入できる方**　青色申告（農業所得）を行っている農業者　個人・法人

**②保 険 期 間**　個人の場合は１～12月、法人の場合は事業年度の開始日から１年間
※加入申請は、保険期間が始まる２カ月前までに行ってください。

**③補 償 内 容**　保険期間の農産物販売収入が、基準収入（過去５年の平均販売収入）の９割を下回ったときに、下回った額の９割を上限に補てんします。（加入する契約内容により補償内容は異なります）

《お問い合わせ先》　**○助成金に関すること　高山村役場　農林課　☎0279－63－2111**
**○収入保険に関すること　群馬県農業共済組合　中之条支所　☎0279－75－2005**

# 農地活用支援事業補助金について

## 耕作に支障をきたしている悪条件の農地における、耕作放棄地化を防止！

高山村では、令和４年度から所有もしくは借入している農地において、繁茂してしまった雑草、大きな石等による耕作への支障などによる耕作困難な農地に対し、大型農業機械を利用して、農地の活用を図る農業者への支援を開始します。

### ●利用要件

・農振農用地（青地）であること。
・事業を実施した年度から起算して５年間以上、農地利用が見込まれること。
・群馬県農業公社所有の大型機械に限ります。

### ●補助金交付内容

**①機械輸送に要する経費**…10/10
**②活用に係る機械利用に要する経費**…２/３以内
（限度額20万円）

### ●群馬県農業公社所有機械の一部紹介

・**石礫破砕（大きな石などを砕く機械）**
料金：28,800円／10a～
・**雑草除去（草刈り機で対応できない雑草等）**
料金：11,500円／10ａ～
・**機械輸送費（前橋市から高山村）**
料金：１台　36,000円（全額補助となります）

### ●事業期間

事業申請の年度内に完了する事業

### ●申請方法

高山村役場農林課へ申請書を提出してください。

《お問い合わせ先》　高山村役場　農林課　☎0279－26－7951（直通）

# 高山村パイプハウス貸付事業について

### ●事業の目的

当事業では、村が購入したパイプハウスを希望する方に貸し付けることにより、施設導入に係る初期投資のお手伝いとして施設購入費の10分の６の額を借受者負担とし、これを分割返済することにより負担の軽減を図り、施設による農作物の栽培を推進するものです。

### ●貸付を行うパイプハウスの部材

パイプ及びフィルムとします。

### ●貸付期間

10年間です。
貸付料の返済が終了したときは、パイプハウスの返却は求めません。

### ●貸付対象となる方の要件

①村内に住所を有する個人及び団体で、今後10年以上に亘り出荷・販売を目的とする農作物の栽培に取り組む見込みのある方
②村税等に滞納がない方
③パイプハウスの組立費用は借受者が負担してください
④借受者は共済組合等の保証制度に加入してください
⑤借受期間中④に該当しない軽微な修繕費についても借受者が負担してください

### ●貸付申請書の受付

**申請受付期限**　令和４年５月31日（火）まで

《お問い合わせ先》　高山村役場　農林課　☎0279－26－7951（直通）

# 高山小学校よりエコキャップを受け取りました

令和４年３月22日に高山小学校より54.8kg（約23,600個）のエコキャップを受け取りました。

高山小学校の皆さん、ご協力ありがとうございました！

ご提供いただいたエコキャップは、再生プラスチック原料として換金され、医療支援、ワクチン支援、障害者支援、子どもたちへの環境教育など、様々な社会貢献活動に活用されます。

今後も引き続き「高山村環境inもったいない推進委員会」の活動にご理解・ご協力をお願いします。

高山小学校　児童会の皆さんと
高山村環境inもったいない推進委員会　都筑会長

# マイナポータルでの公金受取口座の登録開始について

令和４年３月28日より、マイナポイント第２弾における公金受取口座の登録ができるようになりました。

公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与します。（直接付与方式（※））。ポイント申し込み・付与の開始時期は６月頃を予定しております。準備が整い次第周知させていただきます。

※直接付与方式とは、ポイント付与にあたってチャージやお買い物を要しない方式を想定しています。

**公金受取口座登録制度の概要**

国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や、通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。

《お問い合わせ先》　高山村役場　住民課　☎0279－63－2111